

京都市告示第 17 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで、地方公共団体情報システム機構を京都市公金収納受託者とし、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し、所得証明書及び課税証明書（全項目）の交付手数料の収納事務を委託します。

平成31年4月1日

京都市長 門川 大作
(文化市民局地域自治推進室)